

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 平成27年度新宿御苑で使用する電気（NO. 1及びNO.2）の購入について
- (2) 需 要 場 所 新宿御苑
（東京都新宿区内藤町11）
- (3) 業種及び用途 官公署（公園）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧）: 6, 000V
- ③ 計量電圧（標準電圧）: 6, 000V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 受電方式 : 1回線受電
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無: 有

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 「NO. 1」 173kW
「NO. 2」 36kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ② 予定使用電力量 : 「NO. 1」 574, 100kWh
「NO. 2」 70, 500kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1)

(3) 使用期間

自平成27年4月1日0:00 から 至平成28年3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針又は遠隔検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

新宿御苑構内の東京電力株式会社の開閉所内の二次側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ① 発注者が別に定める分担率により、発注者及び分担先から支払うこととする。
- ② 検針終了後、電気使用量等を発注者が指示した様式（別紙2及び3）又はこれに準じた様式により、発注者に送付すること。
- ③ 発注者は、発注者及び分担先の分担率を契約者へ通知するものとする。
- ④ 契約者は、③の分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行う。
- ⑤ 契約者が料金の振り込みにおいて公共料金扱いを受けない者の場合は、契約者の要請により、契約者の分担金額を更に分割して請求書を作成し、指定先に請求を行う。

(9) その他

- ① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定である。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ③ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
15KW 1台
- ④ 56.311KWの太陽光発電設備を有している。
- ⑤ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東地域の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ⑥ この仕様書に定めのない供給条件については、関東地域の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）等をもとに協議するものとする。
- ⑦ その他、この仕様書に定めのない事項については発注者と受注者協議の上、決定するものとする。

月別予定使用電力量

新宿1

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量
平成 27 年 4月分	49,400
平成 27 年 5月分	33,000
平成 27 年 6月分	33,100
平成 27 年 7月分	42,400
平成 27 年 8月分	48,800
平成 27 年 9月分	43,400
平成 27 年 10月分	40,200
平成 27 年 11月分	53,500
平成 27 年 12月分	59,400
平成 28 年 1月分	58,000
平成 28 年 2月分	56,600
平成 28 年 3月分	56,300
計	574,100

月別予定使用電力量

新宿2

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量
平成 27 年 4月分	5,800
平成 27 年 5月分	5,400
平成 27 年 6月分	5,100
平成 27 年 7月分	6,500
平成 27 年 8月分	6,600
平成 27 年 9月分	5,600
平成 27 年 10月分	5,100
平成 27 年 11月分	5,800
平成 27 年 12月分	6,100
平成 28 年 1月分	6,400
平成 28 年 2月分	6,100
平成 28 年 3月分	6,000
計	70,500

(参考) 月別実績

新宿1

(単位:kW)

年 月	最大需要電力
平成26年 1月	160.0
平成26年 2月	172.5
平成26年 3月	156.6
平成26年 4月	117.9
平成26年 5月	109.8
平成26年 6月	90.1
平成26年 7月	138.2
平成26年 8月	139.7
平成26年 9月	96.6
平成26年10月	98.5
平成26年11月	139.3
平成26年12月	147.1

(注)この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

(参考) 月別実績

新宿2

(単位:kW)

年 月	最大需要電力
平成26年 1月	34.5
平成26年 2月	29.8
平成26年 3月	25.9
平成26年 4月	22.0
平成26年 5月	25.3
平成26年 6月	28.4
平成26年 7月	35.8
平成26年 8月	28.1
平成26年 9月	22.9
平成26年10月	19.6
平成26年11月	23.5
平成26年12月	33.3

(注)この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

別紙2

電気使用量について(年 月分)

契約電力量	kw
-------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	× 8,000	× 8,000	× 8,000	× 8,000
修正率				
使用量	kw	kw	kw	kvarh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

《注:「乗率」は、設置されている電力量計により値が異なるため、確認の上、適宜記入すること。》

別紙3

電気料金計算書(年 月分)

○使用実績

使用期間	月 日 ~ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	kwh
最大電力	kw
力率	%

○ 電気料金

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	kwh		円
燃料費調整額	円	×	kwh		円
小計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年 月 日
------	-------

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) ①平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成25年度の未利用エネルギー活用状況、③平成25年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上 0.625未満	40
	0.625以上 0.650未満	35
	0.650以上 0.675未満	30
	0.675以上 0.700未満	25
	0.700以上	20
②平成25年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成25年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 0.75%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長に変更することという。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添4の「各用語の定義」

用語	定義
①平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成25年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成25年度の二酸化炭素排出係数。</p>
②平成25年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成25年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成25年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成25年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成25年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成25年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成25年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成25年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

	<p>4. 平成25年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成25年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成24年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①+②}}{\text{③}}$ <p>①平成25年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成25年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③平成25年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 平成25年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。 平成25年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>